

# Tochigi Monthly 2025

組合活性化情報 Information For Small Business Association

特集

P1-3

・次世代育成支援対策推進法及び  
くるみん認定基準等の改正について

## Contents

### 4. 組合NEWS

- ・栃木県道の駅連絡協議会
- ・オリオン通り曲師町商業協同組合
- ・関東移動販売キッチンカー協同組合

### 5. FLASH

### 6. 景況レポート（令和7年3月）

### 8. よろず支援拠点コラム

### 10. 組合ニッポン！旅めぐり旅／Q&A

### 11. 関係機関からのお知らせ

### 12. 中央会からのお知らせ



5 月号  
vol.684

オリオン通りの軌跡～スターロードのお宝～（オリオン通り曲師町商業協同組合）

栃木県中小企業団体中央会

# 次世代育成支援対策推進法及び くるみん認定基準等の改正について

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。くるみん認定には、「プラチナくるみん」や「トライくるみん」という、通常のくるみんよりも高水準の基準を満たした場合に受けられる制度も設けられております。

今回の特集では、次世代育成支援対策推進法、くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定基準の改正点について、それぞれ要点をまとめましたので、この機会にご参照いただければ幸いです。

## 1. 次世代育成支援対策推進法の改正について

### (1) 法律の有効期限の延長

**（施行日：公布の日（令和6年5月31日））**

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。

### (2) 育児休業等に関する状況把握・数値目標設定の義務付け

**（施行日：令和7年4月1日）**

常時雇用する労働者が101人以上の企業は、一般事業主行動計画の策定・変更時に次のことが義務付けられます（100人以下の企業は、努力義務の対象です）。

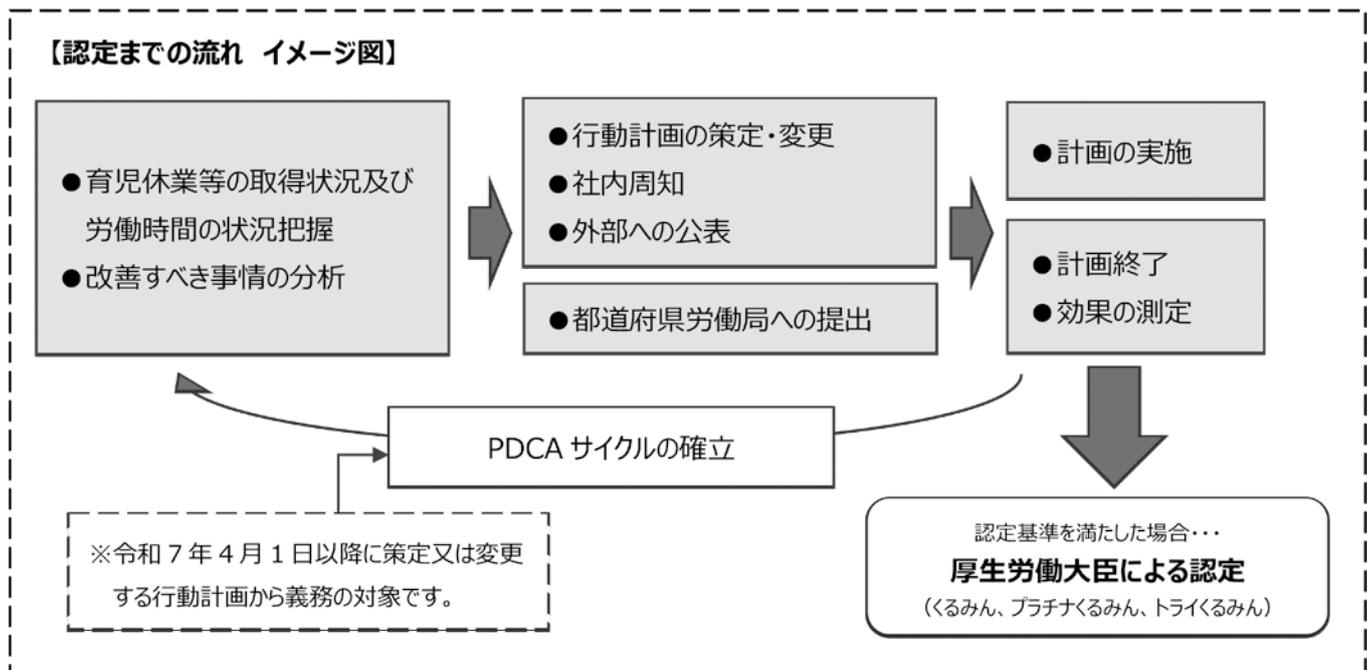
● 育児休業等の取得状況、労働時間の状況の把握等（PDCAサイクルの確立）

● 育児休業等の取得状況、労働時間の状況に係る数値目標※の設定

※数値目標については、実数、割合、倍数等数値を用いるものであればいずれでも構いません。

「育児休業等の取得状況」：男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」の状況

「労働時間の状況」：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあつては、健康管理時間）の状況



## 2. くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定基準等の改正 (令和7年4月1日～)

### (1) くるみん認定



#### ① 男性の育児休業等の取得に係る基準の改正 (認定基準 5)

	旧基準		新基準
男性労働者の育児休業等取得率	10%以上	又は	<b>30%以上</b>
男性労働者の育児休業等及び育児目的休暇の取得率	20%以上		<b>50%以上</b>

#### ② 女性の育児休業等の取得に係る基準の改正 (認定基準 6)

	旧基準		新基準
女性労働者の育児休業等取得率	75%以上		75%以上
女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし		<b>75%以上</b>

#### ③ 働き方の見直しに係る基準の改正 (認定基準 7)

	旧基準	新基準
雇用する労働者 1 人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数	45 時間未満 (全てのフルタイム労働者)	<b>30 時間未満 (全てのフルタイム労働者) 又は 45 時間未満 (25～39 歳のフルタイム労働者)</b>

#### ④ 成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し (認定基準 8)

旧基準	新基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>所定外労働の削減のための措置</u></li> <li>● 年次有給休暇の取得の促進</li> <li>● 短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置</u></li> <li>● 年次有給休暇の取得の促進</li> <li>● 短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備</li> </ul>

(2) プラチナくるみん認定 ※特例認定基準が改正されています。

①男性の育児休業等の取得に係る基準の改正（特例認定基準 5）

	旧基準	新基準
男性労働者の育児休業等取得率	30%以上	<u>50%以上</u>
男性労働者の育児休業等及び 育児目的休暇の取得率	50%以上	<u>70%以上</u>

②女性の育児休業等の取得に係る基準の改正（特例認定基準 6）

	旧基準	新基準
女性労働者の育児休業等取得率	75%以上	75%以上
女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし	<u>75%以上</u>

③働き方の見直しに係る基準の改正（特例認定基準 7）

	旧基準	新基準
雇用する労働者 1 人当たりの各月ごとの時間 外労働及び休日労働の合計時間数	45 時間未満（全てのフル タイム労働者）	<u>30 時間未満（全てのフルタイム労働者）</u> <u>又は 45 時間未満（25～ 39 歳のフルタイム労働者）</u>

④成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（特例認定基準 8）

旧基準	新基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定外労働の削減のための措置</li> <li>● 年次有給休暇の取得の促進</li> <li>● 短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置</u></li> <li>● 年次有給休暇の取得の促進</li> <li>● 短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備</li> </ul>

⑤能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し（特例認定基準 10）

	旧基準	新基準
能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る 計画の策定及び実施の対象	女性労働者	<u>男性労働者及び女性労働者</u>

(3) プラチナくるみん認定 ※認定基準とマークが改正されています。

①男性の育児休業等の取得に係る基準の改正（認定基準 5）

	旧基準	新基準
男性労働者の育児休業等取得率	7%以上	<u>10%以上</u>
男性労働者の育児休業等及び 育児目的休暇の取得率	15%以上	<u>20%以上</u>

②女性の育児休業等の取得に係る基準の改正（認定基準 6）

	旧基準	新基準
女性労働者の育児休業等取得率	75%以上	75%以上
女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし	<u>75%以上</u>

④成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（認定基準 8）

旧基準	新基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定外労働の削減のための措置</li> <li>● 年次有給休暇の取得の促進</li> <li>● 短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置</u></li> <li>● 年次有給休暇の取得の促進</li> <li>● 短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに関する多様な労働条件の整備</li> </ul>

改正法及びくるみん認定基準の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

【栃木労働局雇用環境・均等室】 TEL:028-633-2795

## オリジナルレトルトカレーの販売開始

## 栃木県道の駅連絡協議会

このたび、栃木県道の駅連絡協議会では、県産食材をふんだんに使用したレトルトカレー「tochigi道の駅CURRY84」を開発し、4月1日より（一部の駅を除く）県内の道の駅で販売を開始しました。

本商品は、道の駅で販売されている新鮮な野菜やお米と一緒に楽しめる一品として企画され、お土産売り場だけでなく農産物コーナーにも並べることで、双方の魅力を引き立て合いながら、道の駅全体の売上向上を目指しています。

商品名の「84」は、原材料に占める栃木県産の野菜やフルーツの割合が84%であることを表しています。県産ブランドいちご「とちあいか」も使用しており、素材由来の甘みと深いコクが特徴の逸品に仕上がっています。

お近くの道の駅で見かけた際は、ぜひ地元の野菜やお米と一緒に楽しみたいと思います。



## 有名人の手形プレートを展示

## オリオン通り曲師町商業協同組合

4月3日から8日まで東武宇都宮百貨店で開催された、「昭和100年」を記念する特別企画「昭和レトロ展」において、オリオン通り曲師町商業協同組合が所蔵する「有名人の手形プレート」が展示されました。昭和時代を彷彿とさせる懐かしいグッズが数多く並ぶ中、来場者の注目を集めました。

この手形プレートは、昭和55年の栃の葉国体に合わせてオリオン通りに観光客を呼び込む施策の目玉として企画されたもので、総数112枚の有名人の手形が埋め込まれた通りは「スターロード」と命名され、市民に親しまれてきました。

展示では、タレント、歌手、スポーツ選手など、誰もが知る著名人の名前と手形が並び、訪れた人々は昭和の時代へと誘われるようなノスタルジーと驚きに包まれていました。

同組合の長谷川正理事長は、「手形をいただいた有名人の中には、すでに故人となられた方も多し。歴史を感じながら、昭和を懐かしむ機会になれば幸いです」と話していました。



## 創立総会を開催

## 関東移動販売キッチンカー協同組合

4月8日、栃木県産業会館において「関東移動販売キッチンカー協同組合」の創立総会が開催されました。

本組合は、栃木県を中心とする関東4県において、キッチンカーの運営や移動販売を行う事業者12名によって設立されたものです。キッチンカーや移動販売の需要は、コロナ禍を契機に増加傾向にあり、イベントでの需要も多く、副業としての人気も高いことから、手軽に始められる業態として注目を集めています。

一方で、原材料費の高騰や仕入れ先の確保、衛生管理など、個々の事業者では対応が難しい課題も多く存在しています。こうした厳しい経営環境を乗り越えるため、組合として連携を図り、共同購買や共同出店などの事業に取り組むことで、経営基盤の安定化と共通課題の解決を目指すこととしています。



# FLASH

～中央会事業の様子をお伝えします～

## 中央会事業活用事例のご紹介

## ●取引力強化推進事業●

「取引力強化推進事業」とは、中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化推進を図るために、組合が行うホームページやチラシの作成など、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取組みに対して中央会が助成を行う事業です。今回の“FLASH”では令和6年度の活用事例についてご紹介いたします。

### ◆ホームページのリニューアル、協会チラシの作成

#### 一般社団法人栃木県小型無人機振興協会

当協会は、小型無人機（ドローン）の活用における国や行政の動向を捉え、相互連携により社会的課題の解決に貢献するとともに、法律及び規制の整備・教育等を行うことを目的とし、令和2年12月に設立されました。主な活動として、ドローンの安全性確保のための講習会や、法改正の周知を見据えた説明会等、教育事業を中心に展開しております。

現状の課題として、協会員数の伸び悩みやドローン産業の認知度向上が挙げられます。そこで、本事業を通じ、既存のホームページのリニューアルやチラシの作成・配布を行いました。これらの取組を経て、協会員においては仕事の受注機会の増加につながり、協会においては知名度向上と協会員への加入促進など、協会としての情報発信力をより一層高めることができました。

今後も、本事業を契機として協会全体の情報発信体制を強化し、ドローン産業の普及促進を図ることで、新たなビジネス機会の創出や関連産業の活性化につなげていきます。



リニューアル後のホームページ（トップ画面）



配布されたA4三つ折りのチラシ

## 令和7年度取引力強化推進事業のご案内（募集受付中）

**【対象事業】** 組合ホームページの開設・リニューアル、商品カタログや組合パンフレットの作成、プロモーション・ブランド構築

**【対象経費】** 委託費、謝金、旅費、消耗品費、会議費 他

**【補助率】** 2/3（上限50万円）

**【対象】** 1組合（構成員の2分の1以上が小規模事業者である組合）

**【募集期間】** 4月23日（水）～6月27日（金）

### 《活用事例》

- ・ 野菜等の製造・販売を行う企業組合が、知名度向上・顧客獲得を目指してパンフレットをリニューアルし、広告宣伝活動に取り組んだ
- ・ 繊維業の協同組合が、伝統的な絹織物のブランド構築とPR体制の確立を図るため、電子の証明書発行システムとPRサイトを開発・運用を開始した
- ・ 酒造協同組合において、宣伝力強化・酒蔵の知名度アップを図るため、案内パンフレットを作成し、官公庁や地酒イベント等で配布を行った

※本事業の詳細、公募要領等につきましては、本会事業管理部までお問い合わせ下さい。

# 景況レポート

～52名の情報連絡員による報告～

令和7年3月分

3月の県内DI値は、売上高が前月比で5.77ポイント低下、収益状況も3.85ポイントの減少となりました。一方、業界全体の景況感は3.85ポイントの改善が見られた。

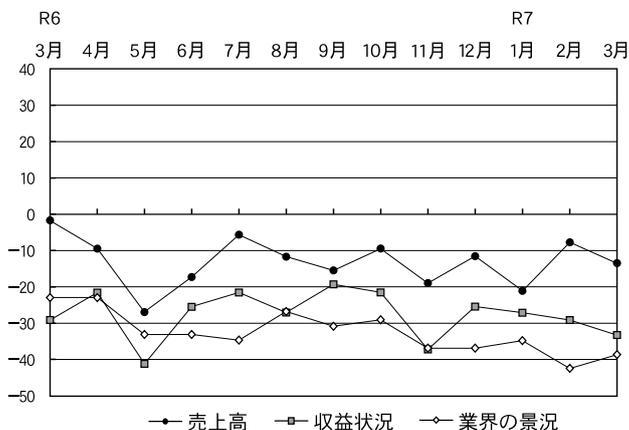
県内経済は緩やかな回復基調にあるが、業種間や地域間でばらつきが見られる状況である。国内経済の持ち直しに伴い、一部業種では受注や売上の改善が見られる一方、原材料価格の高止まりや人手不足、円安に伴うコスト上昇などが引き続き中小企業の経営を圧迫している。為替や国際情勢、資源価格といった外部要因に対する不安も根強く、エネルギー価格や海外経済の動向によっては、再び景況感が不透明になることが予想される。

## 景況天気図（前年同月比のDI値）

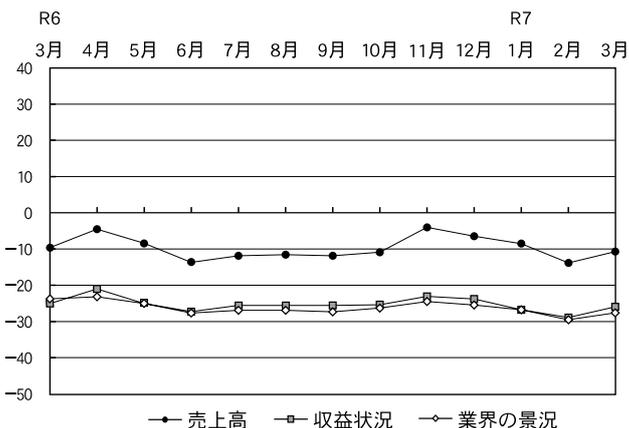
	全体	製造業	非製造業
売上高	-13.5	-16.0	-11.1
在庫数量	-2.9	4.0	-20.0
販売価格	30.8	28.0	33.3
取引条件	-15.4	-16.0	-14.8
収益状況	-32.7	-32.0	-33.3
資金繰り	-15.4	-8.0	-22.2
設備操業度	-16.0	-16.0	
雇用人員	-11.5	-4.0	-11.1
業界の景況	-38.5	-40.0	-37.0

## DI値の推移（対前年同月比）

### ▼栃木県



### ▼全国



※DI (Diffusion Index) 値とは、景気の動きをとらえるための指標です。各景況項目について「増加・好転」との回答した業種から、「減少・悪化」との回答をした業種の割合をもとに示しております。

30以上	10以上 30未満	-10以上 10未満
-30以上 -10未満	-30未満	

製造業	食料品		県内の人口減少率が大きな東西の県境地域で、売上や業績の低下に繋がっている。県内でも中央を南北に繋がる大動脈地域は、何とか維持できているが、地域差が業績に大きな影響を与えている。又、県内観光地のお客様の動向としては、特にお土産品の売れ行きが悪い情報があった。消費傾向も、知り合いへのお土産品の購買はなく、あくまで自宅の分だけの購入で売上も伸びない。飲食に関しても、メニューの値上げで来客も減っているとの事。そんな中、人材の募集及び採用も思うようではないので、地元の配送に関して、異業種の業者と協業し、物流の効率化、コストダウンをして結果を出している仲間がいた。ぜひ、仲間にその秘訣を伝えて欲しいと思った。又、コスト面では、段ボールや包装資材の値上げの要請が来ていて、先の見通せない事に、不安になっている情報があった。価格改定についても、一度に一斉の値上げでなく、少しの品目を少ない金額の価格設定で、認められている。(めん類製造業)
	繊維工業		4月からの値上げの案内が多数届く。『こんなものまで値上げするのか!?!』というもあり、世の中の値上げの傾向に驚いている。繊維関係は為替が円高でも円安でも厳しい状況は変わらないが、関税の改定は新たに難しい状況を生む恐れがあるので、動向を注視したい。(絹・レース・繊維粗製品製造業)
	木材製品		住宅資材関連の売上高はあまり変わってないが、梱包向け資材の売上高が減少。住宅資材は4月以降建築の確認申請の緩和措置が見直されることから着工数の減少が見込まれるので、景況感はさらに悪化する可能性もある。輸出関連の梱包向け資材はアメリカの関税の影響がどうなるのか全く分からないので仕入及び雇用に対して慎重に対応していく予定である。(木材・木製品製造業)
	印刷		年度末は繁忙期だが、昨年度実績には及ばない。経費増分の価格転嫁や附帯需要の取り込み等で高付加価値化に取り組んでいる。(印刷業)
	窯業・土石製品		3月後半より平日でも来客が多くなった気がする。製造業は陶器市が4月29日スタートのため、スロースタートのような気がする。組合員の売上は良いが、一般売上が伸び悩んでいる。ここの所インバウンドの来客が増えている。(陶磁器・同関連製品製造業)
	鉄鋼・金属		自動車部品もアメリカ関税の影響があるのか、減産傾向にあり減収である。年度末だが、物価の高騰及び金利上昇は経済悪化だと思う。賃上げや昇給など厳しい環境にある。鋼材関連は3月に入りさらに業況悪化にあり4月以降も話題に乏しい現状、金型は新規見積もりも激減で非常に厳しい。(金属製品製造業)
	一般機器		令和7年3月の報告は、前月と同様全般的に不変とする組合員企業が大多数を占めた。売上高減少と報告する企業も出ている。製品単価が上がらないという声も引き続き出ている。エネルギー価格の影響、電気代の上昇との懸念報告も多くあり、経営状況に影響を懸念する企業もある。仕入れ資材についても相変わらず高止まりとの報告がある。賃金アップ等の対応並びに検討との報告も多数ある。米国トランプ大統領の関税対策発表を受け、今後の経営懸念を不安視する企業も出ている。あくまでも企業間格差がある。今後の受注減少を不安に持つ企業もあり中小企業経営者にとって厳しい日々が続いている。(一般機械器具製造業)
非製造業	卸売業		業種及び取扱商品によって流通量の増減に差がある。燃料価格は、補助金が減額し、値上りしており物価高騰と相まって、収益を圧迫している。輸入関連では円安の影響が出ていて、コストが増加している。従業員の人員確保が難しい。(募集をかけても集まりにくい。)賃金アップについても対応していくなかで原資の確保の他、労働時間問題についても検討していかなければならないため課題も多い。(各種商品卸売業)
	小売業		3月期の景況は、横ばいであった。人出はあったが、飲食店は原材料の高騰及び光熱費の高騰のダブルパンチで低迷の兆し。混迷する国際状況が噂され、一般小売業はその痛手で20%~35%の落ち込みだった。景気の回復として個人消費の拡大を期待したい。(各種商品小売業)
	サービス業		お米の値段が倍の状況は変わらず依然として米不足が続いている。弁当の価格転嫁が値上げのスピードに全然追いついていない状況。産業お弁当の食数減少も続いており、多角的な事業への転換も含めて事業を再構築中である。(給食センター)
	建設業		年度末にあたり、受注高は増加傾向を示したものの、引き続き材料費の値上げ等により収益面では悪化の傾向にある。労働者不足の状況は相変わらず続いている。(職別工事業)
	運輸業		年度末の影響か、個人消費関連の荷物配送は一時的に増えたが、工場生産製品の輸送は思ったほど増えず生産調整を実施している模様。依然としてコストの上昇が見込まれ利益を圧迫する環境が続いている。運転者の雇用不足については依然として改善できない。(貨物自動車運送業)

※情報連絡員の方より頂いたコメントの中から一部掲載しています。  
集計結果の詳細は本会HP (<http://www.tck.or.jp/>) をご覧ください。

## 価格転嫁の現状と実務対応

栃木県よろず支援拠点 コーディネーター  
中小企業診断士 郡司 和巳

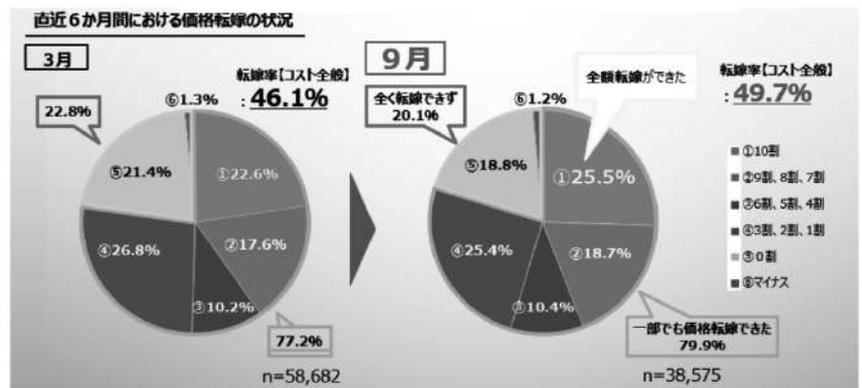
### 1. 価格転嫁の背景

原材料価格の高騰、物流コストや人件費の上昇により、多くの企業が価格転嫁を迫られている。背景にはウクライナ情勢やエネルギー価格の上昇、物流業界の人手不足、最低賃金引き上げなど社会全体の構造的変化がある。企業努力では吸収しきれないコスト増に対し、適正な価格転嫁は持続可能な経営のために不可欠であり、行政による理解と支援の重要性が高まっている。

### 2. 価格転嫁の状況

2024年9月時点の中小企業庁の調査によれば、コスト全体に対する価格転嫁率は49.7%と、前回調査（46.1%）から約3ポイント上昇。「全額転嫁できた」とする企業は25.5%、「一部でも転嫁できた」企業は約8割にのぼる一方で、「全く転嫁できなかった」「マイナス転嫁となった」企業も依然として2割存在しており、二極化が進行している状況である。

図表1：価格転嫁の状況（コスト全般）



(出所) 中小企業庁 価格交渉促進月間 (2024年9月) フォローアップ調査結果より

### 3. BtoBとBtoCの価格転嫁の違い

BtoB（企業間取引）においては、契約に基づき価格を調整する余地はあるものの、取引先との力関係が強く影響し、価格改定が受け入れられにくい場合が多い。一方、BtoC（消費者向け取引）では、企業努力によってコスト上昇分を抑えていても、消費者の価格感度が高いため、価格転嫁が困難となるケースが少なくない。BtoBとBtoCで異なる価格転嫁の構造について図表2に示す。

図表2：BtoBとBtoCで異なる価格転嫁の構造

項目	BtoB (対企業)	BtoC (対消費者)
意思決定構造	複数部門・担当者の合意が必要	消費者個人が即決
価格設定の柔軟性	取引ごとに調整可能	市場価格や心理的価格に大きく影響を受ける
情報の非対称性	比較的対称（原価や市場の情報を共有する余地あり）	消費者より企業が優位な情報を持つ

#### 4. 価格転嫁を成功させるためのポイント

価格転嫁を成功させるためには、①顧客への丁寧な対応、②コスト管理の徹底、③付加価値の提供という三つの視点が重要である。まず、価格改定を行う際には、その背景や理由を明確に説明し、取引先や消費者の理解を得ることが不可欠である。一方的な通知では反発を招きやすく、根拠となるデータやコスト上昇の具体例を用いた説明が効果的である。次に、自社内の業務効率化や無駄の削減を徹底し、価格上昇分を必要最小限に抑える努力も欠かせない。これにより、顧客からの信頼を損なわずに価格見直しを進めやすくなる。そして、新たな商品やサービスを通じて、顧客にとって価格以上の価値を提供することが、納得のある価格転嫁につながる。これらの取り組みを同時に進めることで、価格転嫁の成功率を高め、長期的な信頼関係の構築にも寄与する。

#### 5. 価格交渉

価格交渉を円滑に進めるためには、具体的かつ根拠ある情報の準備が不可欠である。まず、原材料費の上昇を示すには、過去からの価格推移をまとめた表を作成し、明確な数値で相手に示すことが重要である。次に、エネルギーコストに関しては、電気・ガス・燃料など全体の変動を把握した上で、どの程度事業に影響しているかをデータとして提示する。また、企業努力によるコスト削減の取り組み内容と、その限界を説明することで、やむを得ず価格転嫁が必要であることを訴えることができる。さらに、最低賃金の引き上げや人手不足に伴う労務費増加の影響を具体的に説明し、合理的な価格見直しを求めることも効果的である。これらの準備を通じて、発注者との信頼関係を保ちつつ、客観的かつ冷静な交渉を行うことが重要である。

#### 6. 価格転嫁と下請法

価格転嫁と下請法には深い関係がある。下請法は、親事業者による不当な価格据え置きや減額、買いたたきなどを禁止し、下請事業者が原材料費や人件費の高騰分を正當に価格へ反映できるよう保護する法律である。ただし、すべての企業に適用されるわけではなく、取引内容や親・下請双方の資本金に応じて適用範囲が決まっている点に留意が必要である。現在、下請法は価格交渉をより促進する観点から、契約書面の明確化や不当な行為の監視強化など、運用指針の見直しや法改正が検討されており、価格転嫁の実効性向上に向けた制度整備が進められている。

#### 7. よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」

よろず支援拠点は、全国に設置された中小企業向けの無料相談窓口であり、経営全般、販路開拓、資金繰り、IT導入など、あらゆる経営課題に対してワンストップで専門家による支援を提供している。こうした体制を活用し、中小企業庁は令和5年7月より、よろず支援拠点内に「価格転嫁サポート窓口」を設置した。この窓口では、原材料費や人件費の上昇に伴う価格交渉の進め方、原価計算の方法、取引先との関係維持を踏まえた対応策など、価格転嫁に関する具体的な支援を実施している。価格転嫁に関してお困りの際は、ぜひお気軽にご相談いただきたい。

##### 【 栃木県よろず支援拠点 】

〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40

とちぎ産業創造プラザ (公財)栃木県産業振興センター内

TEL : 028-670-2618 / FAX : 028-670-2611



## 組合の課題を根本から解決!新たなスタートを共に!!

### 川根柚子協同組合 (広島県)

設立当初から、広島県安芸高田市の川根地区の柚子を使った洋菓子を製造・販売してきたが、手作業での製造により生産量が限られ、大口受注に対応できなかった。また、柚子果皮の廃棄も課題となっていた。そこで、設備投資を行うことで製造効率を向上させ、作業時間を短縮することで製造者の負担減を図り、大口受注の対応を可能とした。さらに、処分費用をかけて廃棄していた柚子果皮を販売することで利益率を高め、川根柚子の利用促進と地域活性化を目標に、本事業に取り組んだ。

今回の支援は、現状把握・課題整理・施策提案・実行・進捗管理という流れで推進した。まず、組合の担当引継ぎによる組合の理事長と営業部長との面談と組合の現状を把握するためのヒアリングを行い、必要な資料を収集した。これらの情報は「組合支援会議」で共有し、課題の整理や課題解決に向けた目標設定や取組み施策について検討を重ねて提案し、組合の同意のもと実行に移った。営業部長と組合担当者が支援の中心となり、資料作成や金融機関との交渉など多岐に亘って協力し合い取り組んだ。中央会担当者は、実行段階での資金調達や設備投資に関する具体的な施策を提案し、組合の進捗管理及び実行支援に努めた。取組みの主な課題として、「収益性の低さ・資金繰り・生産能力の限界」が挙げられた。収益性の改善として、主に廃棄していた柚子果皮の販売を通じた資金確保に取り組んだ。財務体質の改善として、債務超過の解消・新ブランドの立ち上げ・EC事業の本格化を目標として設定した。特に生産能力の向上には充填機の導入が必須だったため、経営革新計画の作成と補助金の申請支援を行った。資金調達として、金融機関との交渉に際し返済計画書など詳細な資料作成と交渉の場への同席を通じ、借入を実現した。本事業の取組みによる好循環を一過性のものにせず、継続的な発展を目指している。具体的には、組合の販売データによる販売戦略の見直しや新ブランド立ち上げによる売上高の増加に取り組んでおり、組合の価値向上と収益性の改善を図っている。

充填機の導入など施策の確実な実行により、令和6年3月期の売上高5,160万円、当期利益596万円と計画を上回る成果を達成することができた。特に活用できていなかった柚子果皮の収益化や理事長のYouTube効果が寄与し、売上高が急増した。今後もこの好循環を維持するため組合は運営や販売戦略の検討を行い、持続的発展を目指していく。



補助金を活用して導入した充填機



組合主力商品の『柚子ヴぁたーケーキ』



組合で生産している柚子玉

住 所	〒739-1801 広島県安芸高田市高宮町川根2253-4		
U R L	<a href="https://kawaneyuzu.com/index.htm">https://kawaneyuzu.com/index.htm</a>		
設 立	平成24年2月	主な業種	柚子製品製造・販売
組合員数	58人	出 資 金	1,505千円

(「令和6年度組合資料収集加工事業報告書」より転載)

## ★ Q&A ★ 持分の譲渡加入について

Q

他人の持分の全部、または一部を譲り受けて組合に加入しようとする者からも加入金を取ることはできますか？

また、他人の持分の全部または一部を承継して加入する場合、「全部または一部とは5口以上をいう」と定款に記載しても良いですか？

A

持分譲受加入の場合、持分調整金としての性格を有する加入金は徴収できないと考えられます。理由としては、持分譲受加入の場合、出資の払込手続を必要としないので、定款に定めた出資1口金額とこれに応ずる持分額との調整を行う必要が生じない（すでにこの点を考慮して持分の譲渡価格が当事者間で決定されたものと考えられます）からです。

定款において、貴組合への出資口数を5口以上とし、また、現組合員のすべてが5口以上の出資を有している場合は、新規加入者と譲受加入者との均衡を失うことはないと考えられることから、差し支えありません。

(全国中小企業団体中央会「組合質疑応答集」より転載)

## 令和7年度障害者雇用・定着支援強化事業のご案内

栃木県では、障害者雇用に取り組む県内企業を支援する「障害者雇用・定着支援強化事業」を実施します。

特に、これから障害者雇用を始めようとしている企業や、雇用拡大を考えている企業を中心に、以下のサポートを行います。

障害者雇用 コーディネーターの配置	各企業の課題や情報収集にお伺いします
障害者雇用出張相談	障害者雇用に対する疑問や不安に対して出張相談します
障害者雇用サポートサービス (コンサルティング)	企業ごとの課題に応じた解決方法をご提案します
障害者雇用サポートセミナー	障害者雇用に取り組むための必要な知識やノウハウをわかりやすく習得できます
障害者雇用企業見学・交流会	企業の障害者雇用への実際の取組を見学できます

※詳細やお申込み、お問い合わせは下記までお願いいたします。

栃木県「障害者雇用・定着支援強化事業」事務局（担当：伊藤） TEL：028-650-5820／FAX：028-650-5821 〒320-0014 宇都宮市大曾3-4-7 宇都宮アクセスプラザ1F URL：https://tochigi-navi.jp/	主 催：栃木県 事務局：株式会社 総合キャリアトラスト
--	-----------------------------------

## 令和7年4月から障害者法定雇用率を算出する際の除外率が引き下げられます！

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会の実現」の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。しかし、その職務の性格から一律に障害者雇用率を適用し雇用義務を課すことになじまない職種があると考えられたため、除外率が設定されていましたが、ノーマライゼーションの観点や職場環境の整備等が進んでいることなどから、平成14年の法改正により廃止に向け段階的に縮小することとなっています。そこで、令和7年4月1日より、除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられることとなりました。

### 【参考】障害者雇用率の引き上げ予定

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.50%	2.70%
対象事業主の範囲	40.0人	37.5人

### 【お問い合わせ】

栃木労働局職業安定部職業対策課  
 (障害者雇用担当)  
 TEL：028-610-3557

# 中央会からのお知らせ

## 新入職員のご紹介

4月より、新しい職員が入職しましたのでご紹介いたします。  
会員の皆様をはじめ、関係機関の方々、どうぞよろしくお願いいたします。



事業管理部 主事 ごしま たくみ  
五島 匠海

- ・出身地 宇都宮市
- ・趣味 食べ歩き

4月より入職しました、事業管理部の五島と申します。  
休日には趣味である外食巡りをよくしており、地図アプリなどを用いて店を調べ、サイクリングやドライブを楽しみながら様々な料理を味わっています。  
入職を志した動機は、栃木県が好きだからこそ、県の中小企業を支援する業務に携わることで、日々の生活をよりよくすることができるのではないかと思索したためです。  
学生から社会人になったばかりであり、業務内容について未熟な点多いと思いますが、日々の業務をこなすなかで、先輩方から様々なことを学び、いち早く皆様の力になれるよう精進して参りますのでよろしくお願い致します！

## 第77回中小企業団体全国大会 広島大会のご案内

第77回中小企業団体全国大会が、令和7年11月12日（水）に広島県広島市において開催されます。本大会は、全国から中小企業組合関係者が一堂に会し、全国約3万の組合等の意見を取りまとめ、国など関係機関に広く表明するものです。

今年も大会参加に合わせ、栃木県中央会独自の合同参加ツアーを企画しております。2泊3日で広島の魅力を存分に味わえるコースを検討中です。是非とも奮ってご参加ください。

### 【合同参加ツアー概要】

◆日時 令和7年11月11日(火)～13日(木) 2泊3日

◆行程 1日目：宇都宮駅＝(新幹線)＝しまなみ海道＝午後 因島造船所見学・尾道観光  
＝広島市内ホテル泊

2日目：午前 呉軍港クルージング＝昼食＝午後 全国大会参加（広島グリーンアリーナ）＝広島市内泊（広島グルメを堪能）

3日目：午前 宮島（厳島神社）観光＝昼食＝広島駅＝(新幹線)＝宇都宮駅

～参加費や詳しいスケジュールは、あらためてご案内いたします。～

## 令和7年度 中央会通常総会のご案内

開催日時：5月27日(火) 午後1時30分

開催場所：ベルヴィ宇都宮

(宇都宮市宿郷5丁目21-15)

◎多数のご参加をお願いいたします。

### 編集後記

オリオン通りの一角、「曲師町（まげしちょう）」という地名の由来をご存じでしょうか。この町には、かつて“曲げ物職人”が多く住んでいたことから、その名が付いたとされています。私は中央会で働いていながら最近までその由来を知らず、少し恥ずかしく感じています。さて、私は普段、お昼にお弁当を持参することが多いのですが、「曲げ物」と聞くとやはり「曲げわっぱ」を連想してしまいます。そんな流れで、オリオン通りの某食器店にて、木製の弁当箱を2種類購入してみました。実際に使ってみると、木がご飯の余分な水分を吸収してくれるため、冷めてもちもちとした食感が保たれ、とても美味しく感じられました。この実用性、プラスチック容器には中々真似できないかもしれません。最近は季節外れの暑い日が続いているので、おかずが痛まないように保冷剤を入れるなどして、衛生管理に注意を払う今日この頃です。(I.K)